

## 民生福祉常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和6年12月11日(水) 午前9時57分から午前11時55分まで
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 茂木委員長、星野副委員長、鈴木、齋藤(育)、井上、戸部 各委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明者 角田市民部長、田邊税務課長、田村市民協働課長、根岸環境課長  
北澤健康福祉部長、大嶋国保年金課長、小野介護高齢課長、鶴淵健康課長
- 6 事務局 武井事務局長、大島議事係長
- 7 傍聴者 古川 群馬県医療労働組合連合会書記長
- 8 傍聴議員 今成、高柳 各議員
- 9 議 事
  - (1) 付託請願の審査
  - (2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (3) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明
  - (5) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換
  - (6) 今後の日程について
  - (7) その他
- 10 会議の概要
  - (1) 付託請願の審査

○委員長 12月3日の本会議において、本委員会に請願第5号「ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める請願書」が付託された。

審査に当たり、所管の健康福祉部長、そして、介護高齢課長、健康課長に出席いただいたので紹介する。

それでは、請願趣旨等について事務局に説明させる。

(事務局 請願文書表朗読)

○委員長 休憩する。

(休憩 午前10時2分から午前10時18分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

次に、当局に参考事項等について説明を求める。

まず、介護高齢課長、説明願う。

(小野介護高齢課長 説明)

○介護高齢課長 介護高齢課の所管に関する部分について説明する。

なお、請願項目1及び2は関連する内容となるので一括して説明する。

まず、介護報酬については、適正な介護報酬や人員配置基準となるように3年ごとに改定が行われている。令和6年度の介護報酬改定では介護人材不足の中でさらなる介護サービスの質の向上を図るため、介護職員の処遇改善に係る加算を一本化し、介護職員等処遇改善加算を創設するとともに、その創設に当たり、加算率の引き上げのほか人員配置基準の緩和等が行われた。新たに創設された介護職員等処遇改善加算では介護現場で働く人たちのために、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップにつながるよう加算率の引き上げが行われている。

次に、介護人材については、他の産業に比べて介護関係職種の有効求人倍率は高い状況が続いている。そのため、群馬県では令和6年3月に策定した第9期高齢者保健福祉計画において慢性的な介護人材不足への対応方針を示し、ホームページに公表している。

なお、介護報酬の負担割合は、保険料が50%、公費が50%であり、市町村の負担割合は12.5%となっている。安心して安全な介護を実現するためには、介護報酬の改善は必要であるが、一方で、さらなる高齢化の進展と給付費の増加により、国や都道府県・市町村の負担が増し、介護保険料の増額につながる懸念される。

介護高齢課からの説明は以上である。

○委員長 次に、健康課長、説明願う。

○健康課長 まず、請願項目1における健康課の所管に関する部分について説明する。

まず、診療報酬改定については、原則として薬価については1年に1回、その他の報酬や価格については2年に1回実施されることになっている。令和6年度診療報酬は賃上げ・基本料等の引上げを改訂項目とし、本年6月1日に改定された。

次に、医師等の配置基準については、医療法において、病院は、厚生労働省令の定めるところにより、次に掲げる人員及び施設を有し、かつ、記録を備えておかなければならないと定められているところである。また、群馬県では国の医療提供体制の確保に関する基本方針を踏まえ、第9次保健医療計画を本年4月に公示し、ホームページで公表している。

次に、請願項目2については、群馬県では主な収益が公定価格の診療報酬であり、食料費の高騰の影響を価格転嫁できず、厳しい経営状況となっている医療機関に対し、食事療養提供体制の確保を支援するために医療機関食料費高騰対策支援給付金事業を開始し、5月13日から6月13日まで申請の受付を実施したことがホームページで公表されている。

本市においては、地域医療体制充実のため、利根沼田広域市町村圏振興整備組合を実施主体として負担金を措置しているところである。

健康課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。委員から質疑はあるか。戸部委員。

○戸部委員 人手不足で離職者が多いということであるが、離職理由など承知しているようであればお聞かせ願いたい。

○委員長 介護高齢課長。

○介護高齢課長 離職の理由ということであるが、第9期群馬県高齢者保健福祉計画に介護労働安定センターが実施した介護労働実態調査の結果が掲載されている。こちらは令和4年度の結果であるが、介護の仕事を辞めた理由として、複数回答となるが、全国の上位6位までの記載がある。それによると多いものから「職場の人間関係に問題があったた

め」が27.5%、2番目「法人や事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」が22.8%、3番目「他に良い仕事・職場があったため」19.0%、4番目「収入が少なかったため」18.6%、5番目「自分の将来に見込みが立たなかったため」15.0%、最後に6番目「新しい資格を取ったから」が9.9%という結果となっている。

○戸部委員 この群馬県の資料を見ると職場の人間関係に問題があったという理由が一番多い。今、人材が少ないというのはそれが一番の原因なのか悩んでいる。収入が少なかったためという理由が4番目に入っている。その辺について分析しているものはあるか。

○介護高齢課長 こちらの分析というか、なぜこうなっているかということについては、私のほうでも何とも申し上げられないところである。

○戸部委員 群馬県高齢者保健福祉計画の中に、これがあるということは、やはり私も考えてしまうのだが、これが本当の実態調査ということで県の資料なので、これを基にいろいろ考えたいと思う。課長としてはやはり離職の理由はこれが基本になるということか。

○介護高齢課長 群馬県で策定した最新の計画の中の記載なので、現状を反映しているものと考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ほかにないようなので質疑を終了する。

各委員の意見を取りまとめる。順次指名する。意見を述べた上で、その理由についても発言願いたい。まず、戸部委員。

○戸部委員 私は趣旨採択でお願いしたい。

コロナ禍を含め、医療・介護の現場の皆さんの御労苦は十分、認識している。

人口構造の変化により、様々な問題が発生すると懸念される2025年を間近にし、社会保障、特に、医療・介護、年金などにおいて不安を抱える中、医療・介護体制の拡充は急務の課題であるとともに、今後ますます重要になると認識している。

国において、まず、診療報酬においては令和6年度においては賃上げ・基本料等の引上げの改定が行われ、また、介護報酬においては介護職員等処遇改善加算を創出するとともに、加算率の引上げなどが行われている。

診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬が引き上げられることが、人員確保に向けて大きな後押しとなると思うところであるが、先ほど、介護部門に関して、離職理由に「職場の人間関係に問題があったため」、「法人や事業所の理念や運営のあり方に不満があったため」などがあった。そうしたことを考慮すると、事業者、運営者と関係機関との足並みのそろった取組がなされないことには願意は実現し得ないと考える。

また、国において、現在、診療報酬・介護報酬改定に加え、医療と介護の一体的な改革など様々な取組が行われている。そうしたことから、請願者の気持ちをしっかりと受け止め、引き続き、動向を注視すべきと考え、趣旨採択とさせていただきます。

○委員長 次に、井上委員。

○井上委員 私も趣旨採択でお願いする。

去年、同趣旨の請願が出されていて、そちらは採択とさせていただいた。今回それと自分の中で違っていると思ったのが「配置基準を抜本的に見直し」というところであり、大

きな引っかけかりを覚えた。以前、保育士の賃上げと配置基準のところでも言ったが、配置基準を見直すことで人手不足がさらに進み、人員を確保できなくて、そこでより見られる子供が減るのではないかみたいなことがあった。今回も配置基準を見直して、もちろん、診療報酬を上げれば増えるところもあると思うが、そもそも成り手不足の中で、本当に確保できるのか。順番とすると、賃上げや報酬改定でしっかり基礎的な賃金などが上がった中で、やりたい人が増えて、その後、配置基準の見直しということでない、逆に、人手不足で見られる患者数、見られる介護の数が少なくなって、経営が成り立たなくなるといふことがあると困ると考え、趣旨採択とさせていただきたいと思う。

また、賃上げはしていかなければならないとは思っている、そちらに関してはまたいろいろ別方面でも進めさせていただきたいと思う。

○委員長 次に、鈴木委員。

○鈴木委員 私も趣旨採択でお願いしたいと思う。

社会問題になっている今の人口減少社会において、どの産業においても人材不足が叫ばれている。そのような中で介護労働実態調査でも示されているが、人材は依然不足感が強いが、採用率が増加し、離職率が減少しているということが報告されている。また、群馬県高齢者保健福祉計画の中でも、収入を理由とするものが4番目と低い状況である。命を守る産業ではあるので、この請願の趣旨には一定、理解することができるので趣旨採択でお願いしたいと思う。

○委員長 次に、齋藤委員。

○齋藤委員 私も趣旨採択でお願いしたいと思う。

今、ほかの委員からも発言があり、重複する部分もあるが、厚生労働省の令和5年の雇用動向調査を見ると、「医療・福祉」においては、昨年の公表資料では離職超過だったが、今回は、何とか入職超過となった。ただ、そうは言っても、「医療・福祉」分野における離職者は他産業に比べて多く、大幅な改善がないと課題の解決には至らないのではないかと感じたところである。先ほど、当局の担当課長から説明があったように、国も十分、その課題を認識し、様々な取組を展開している。請願者の気持ちを受け取らせていただきながらも、給付費の増加による国・県・市の負担増加、介護保険料等の増額につながることも懸念しており、今、このタイミングで国に意見書上げることはせず、しっかり動向を注視することがよろしいのではないかと考え、趣旨採択とさせていただく。

○委員長 次に、副委員長。

○副委員長 趣旨採択である。

まず、私は現在介護や看護でもお世話になっている。物価高の影響を受けながらも医療・介護を毎日支えてくださっている皆様には感謝している。請願者がおっしゃるとおりケア労働者に対してふさわしい賃金水準を実現することは大切であると思うが、今回は国の動向を見ながら趣旨採択とさせていただく。

○委員長 ただいまの意見は趣旨採択5名である。

休憩する。

(休憩 午前10時29分から午前10時30分まで)

○委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

意見は全会一致で趣旨採択である。

以上により、本請願については、趣旨採択すべきものと決することによろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、請願第5号「ケア労働者の賃上げと大幅増員、医療・介護施設への支援拡充を求める請願書」については、全会一致で趣旨採択すべきものと決定した。

以上で、付託請願の審査を終了する。

なお、本請願に係る委員長報告の確認は閉会后行うこととする。

## (2) 健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第(2)健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

初めに、国保年金課の所管に係る事項について報告願う。

(大嶋国保年金課長 報告)

### ア 国保年金課

#### ・報告事項

##### 1 「ぬまたの国保」配付について

○国保年金課長 報告事項1「ぬまたの国保」配付について」報告する。

先月、各委員の手元に「ぬまたの国保」ということで冊子を配った。

「ぬまたの国保」は例年、決算が終わったところで作成して配付している。

冊子が出来上がったので、その内容について説明する。内容が多岐にわたるので、要点を絞って説明させていただく。

まず、1ページから6ページまでとなる。沼田市の国民健康保険事業等の沿革及び運営体制が掲載されているので御確認いただきたい。

次に、7ページを御覧いただきたい。「(1)平均被保険者、世帯数の推移」についてである。後期高齢者医療への移行と社会保険加入者の対象拡大により被保険者数の減少傾向が続いている。

次に、8ページ「(3)年齢階層別被保険者数」を御覧いただきたい。60歳以上だけで約56%を占める高齢化が著しい年齢構成になっている。

次に、12ページ「(7)国民健康保険事業費納付金の推移」であるが、令和元年度からの比較で令和5年度は約1億2千万円減少している。主な要因として、保険事業の納付金は医療費の給付額に連動しているため、新型コロナウイルス感染症の流行等により、被保険者の通常分の医療費が減少したものと推測される。

13ページから22ページまでは各種保険給付のあらましを掲載している。それぞれ各事業の推移なり、実績なりが載っているため御確認いただきたい。

23ページから27ページまでは国民健康保険税の概況と収納状況の推移を取りまとめたものとなっている。

28ページから41ページまでは県を経由して厚生労働省に提出した事業状況報告書となっ

ている。一応、こういった事業報告をすることによって、交付金の算定基礎であるとか、そういうものが算定されるということの基礎資料という形になっている。

42ページから45ページまでを御覧いただきたい。

国保に関連している部分で福祉医療制度の実施状況、46ページから49ページまでは後期高齢者医療の実施状況となっている。

なお、国保の運営状況等については、資料6ページに記載されている国民健康保険運営協議会を組織し、そこで各委員へ収支状況、保険事業等の取組状況を示した上で、内容について御協議いただき、適切な事業運営に努めているというような形である。特に、保険税の見直しを図るときには、その水準が適切かどうかということで、会議を通常よりも多めに開催した上で当初予算の編成に間に合う時期に協議していただいている。去年は改定がなかったので、通常予算状況と決算状況、あと事業全般の承認ということで、運営協議会の開催をさせていただいている。

国保年金課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「ぬまたの国保」配付について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 沼田市の医療費は増加傾向にあると思うが、具体的に、実際に年どのくらい上がっているのか。増加したのものによる今の沼田市の財政に与える影響などが分かれば教えていただきたい。

○国保年金課長 国保事業については特別会計なので、当然特別会計の中でのやりくりである。基本的に一般会計に影響を及ぼす部分については一般会計からの繰入部分が当然あるが、現状では繰入れについては、法定外の繰入れは行っていないので、全て法定内の繰入れになっている。

全体の医療費の給付水準であるが、全体的にはやはり加入者が減っているので、落ちてはいるが、1人当たりの医療費水準の推移でみると、当然、薬価の高騰であるとか、医療費の高騰もあるので、その辺は若干伸びがあるというようなことが現在の国保の運営状況の大まかな部分である。

○井上委員 医療費削減は結構前から言われていて、何とかして下げようという対応は国もしていると思うが、市として具体的に医療給付を下げるための対策はしているか。

○国保年金課長 なかなか医療費の削減の方法について、国からとか、国保連からも示されているが、基本的には重症化予防の働きかけを行っていることが一番効果的かと思っ  
ているが、なかなかこれが金額でどうという形ですぐには出てこないが、実際その辺の取組については健診を行った上で、ハイリスクの人については健康課と連携をとって、訪問指導なり、場合によっては食事指導、あとは個別の医療機関にもそういった重症化予防の指導ということで、パンフレット等の配布を依頼することが、一番、医療費の削減につながっている部分かというふうに思っている。ただ、全体的に介護保険との連携も出てくるのだが、介護保険に移行してしまうと、今度介護サービスを受けるようになってくると医療費と別の話の部分もあるので、その辺については今、医療と介護、一体的な取組ということでやっているの、その辺も健康課と包括支援センターとも連携を取りながら、推移を見守って適切な何か有効な手段があれば対応していきたいと考えている。あと、重複受診であるとか、薬についてもジェネリック医薬品の推奨ということで、薬価の抑制について

は対象者に案内のはがきを出したりということで、適切に対応をしているところである。  
○井上委員 最後に、「ぬまたの国保は」単年度の実績になってくると思うが、これをずっと続けていくと、今の沼田の現状がどうなるかという分析できると思うが、そういった分析はされているのかお聞きする。

○国保年金課長 一応、毎年こういった形で集計をしていて、過去3年間であるとか、5年間という推移を見ているが、対象者が、やはり人数にばらつきがあったりであるとか、75歳になると全て後期高齢者、後期高齢医療のほうに移行してしまうと、なかなかその部分については国保から離れていってしまう。後期高齢のほうは後期高齢のほうで国保事業を継続する形で取扱いをしている。国保のほうも後期高齢になった人にどのような働きかけができるのかということなどの部分では、課題は残るが、医療と介護の一体的な取組の中では、対象者については、重症化予防の対象者については継続指導が可能かというように考えている。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 今、課長がおっしゃったように、厚生労働省へ提出して、それが交付金の算定基準となることである。26ページから41ページ、これは全体であるが、これを厚生労働省に出すということなのか、その辺、教えていただきたい。

○国保年金課長 国から求められている事業報告になるので、国のほうが交付金の算定基準で持っている基準と、交付金の算定基準に必要な調書を市町村に新たに提出する部分と、実は二本立てになっていて、先日の議会で、大東議員が質問した交付金の算定基準の中にマイナ保険証の利用率というような話があったかと思うが、その部分については、例えば市町村が集計できるデータではないので、こういった交付金の基準表を出すのが、基準については、国が集めたデータの中から全体の10%を、地方公共団体に、要するに利用率も含めて登録率の高い地方公共団体にポイントでいうと10点というポイントだったが、去年は加算をしますという基準を設けていて、国のほうで集約したデータの中で、基準を設けて、交付金の算定基準の加算点数に加えているというような部分と二本立てでやっている。基本的には県を經由して入ってくる部分もあるので、県のほうで交付金については、一旦集約したものを市町村の実績に応じて、当然保険者の努力者支援というのが、先ほどの委員の質疑にもあったように、ジェネリックを使うであるとか、検診の受診率を向上させるとかというのは保険者の努力義務になっているので、そういった部分のいいところには点数を加算して交付金の算定基準にも加えているというような実態がある。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 これは本当に素人には難しく、その辺の基準が分からないのだが、かなり難しいと思う。二本立てでやるとか、10%の加算であるとか、かなり難しいと思う。そういう基準はやはり今回出した「ぬまたの国保」、これがある程度基準になるという理解でよろしいか。

○国保年金課長 当然市町村で最も交付金の算定の点数を稼げるところというか、それについては、保険者の努力者支援の業務について積極的に取り組んでいるところは、交付金の対象基準の、要するに点数がよくなっていく。こういうことをすれば、点数が高くなるということは示されているが、それを市町村でどういう取組をしているかということが一番になるが、それが国保の保険事業の内容であるとか、医療給付の水準については、もう

これは実績払いなので、どうしようもない部分であるが、やはり保険事業の部分、重症化予防であるとか、ジェネリックの推奨であるとか、そういった部分について、積極的に、最近外国人の被保険者も多いので、外国語に対応したパンフレットの配布であるとか、そういった努力をすることによって、交付金の算定基礎の点数が上がるというような形で御理解いただければと思う。

○戸部委員 はい。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で国保年金課を終了する。

次に、介護高齢課の所管に係る事項について報告願う。

(小野介護高齢課長 報告)

## イ 介護高齢課

### ・調査事項

#### 1 介護慰労金の支給状況について

○介護高齢課長 調査事項1「介護慰労金の支給状況について」説明する。

資料2ページを御覧いただきたい。

こちらは介護慰労金の過去3年の支給状況をまとめた表である。

令和4年度は対象者9人で支給額54万円、令和5年度は対象者10人で60万円、令和6年度は5人で30万円の予定である。

表の下に資料として沼田市介護慰労金支給要綱の抜粋を載せたので説明する。

支給対象者については第2条に規定があり、次の各号の要件を備えている者を居宅において1年以上継続して介護している者に支給することとされている。同条第1号では市内に居住し、住民票に登録されている者で、年齢が65歳以上あること。第2号では要介護4又は5に認定された者であること。第3号では前号の状態が1年以上継続し、かつ、1年間に介護保険における短期入所生活介護、短期入所療養介護、入院等の利用により在宅生活を離れた期間が100日を超えないものであること。最後に、第4号では過去1年間の個人負担分を含む介護サービス費の合計が100万円以下であることとそれぞれ規定されている。そして、慰労金の額が第5条に規定されており、対象者1人当たり年額6万円、ただし、対象者が2人以上の被介護者を介護している場合には、被介護者の人数を年額の金額に乗じた額を慰労金とすると規定されている。

介護高齢課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。調査事項1「介護慰労金の支給状況について」質疑はあるか。井上委員。

○井上委員 介護慰労金は申請だったと思うが、対象者、これは申請者数ということか。全体の対象者の人数なのか。申請者数であれば全体のどれくらいの人が申請しているのか分かれば教えていただきたい。

○介護高齢課長 こちらは介護高齢課で集計して対象になる人を抽出して、こちらから連

絡を取っているということで、こちらの人数がそのまま対象者になる。

○井上委員 対象者が大分少ない気がする。第1号から第4号まで全てを満たすということがやはりかなり厳しいと思うが、どの部分に引っかかって、対象から外れることが多いのか分かるようであれば教えていただきたい。

○介護高齢課長 介護サービス費が年額100万円以下という要件が令和3年度まではなかった。その部分で令和3年度は対象者が81人いたが、今年度は5人になるというような状況であり、そこで引っかかってくるということになると思う。

○井上委員 やはり大幅に人数が減っていて、議会側も当然賛成したものなので、もうしようがないのだが、それでもやはりこれからどうしても在宅介護も何とかしていかなければいけないし、地域包括ケアでできれば施設ではなくて、地域に住んでもらいたいという中でやはり少しでも自分たちがやったことが認めてもらえているという部分が削られていくというのは正直、在宅介護をやるモチベーションが下がるということに当然つながると思う。そういった面で、これからの地域包括ケア、在宅介護を何とか進めていく上でも、これはもう1回やはり見直したほうがいいという気がするが、そういった検討はされているか。

○介護高齢課長 個々の事情があったと思うが、個人負担の軽減については、別の制度の中でも対応している。例えば高額介護サービス、特に、生活が困難な人には、利用者負担の軽減をする事業も用意している。こちらの事業については、あくまでも介護慰労金という趣旨であるので、こちらの介護慰労金の支給の充実ということよりも、レスパイトケアという観点からもニーズに合わせて介護サービスを利用していただくというようなことで、そういったことが大事ではないかと考えているので、現在のところ、引き続きこの要件で行っていきたいと考えている。

○井上委員 追加でいいか。お金としては出さないということは承知した。ただ、やはり自宅で頑張っているということを何とか認めてもらいたいということで、例えば何か表彰制度であるとか、お金のかからない、何か介護していることをしっかりと認めてあげる、褒めてあげるというような制度はあってもいいのではないかと思うが、そういったものはどうか。

○介護高齢課長 御指摘の点については大変参考になる。今後、研究する上で貴重な御意見として承る。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 井上委員と少し重なるところがあるのだが、やはり令和6年度が5人で30万円というのはやはりかなり少ないと思う。在宅で親を介護する、親とか、配偶者であるとかを在宅でするのは月5千円というのはかなりの低額で、それだったら、施設に預けて自分たちは働こうとか、そういうふうになるような気がする。その辺について、少し金額の検討、予算のない中となるがそういう検討はされているのか。

○介護高齢課長 介護保険制度が始まる前は家庭で、家族で介護するというような風潮があったかと思う。介護自体は社会で、社会として受け入れて、社会の課題であるということで社会化というものを目指して、保険の導入が進められたということがある。在宅に限らず、介護保険の制度を皆さんに利用していただくということが大事なのかと思う。それでおっしゃるように6万円がどうなのかというところかと思うが、こちらについては、

一つ県の基準があり、県の要綱に沿った形でやっており、県2分の1、市2分の1というような財源でやっているのでは今のところ、県の要綱に沿った形でやらせていただきたいと考えている。

○戸部委員 分かった。やはり人数が少ないというのは、宣伝みたいなものが少ないのではないかと思う。しっかり皆さんが認知できるようなことをやっているのかどうか教えていただきたい。

○介護高齢課長 しっかり周知をとということであると思うが、先ほど説明したとおり、対象者については、こちらで全て抽出しているので漏れているということはないかと考えているので、事務についてはしっかりしていきたいと思う。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で介護高齢課を終了する。

以上で、健康福祉部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(6) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。

(健康福祉部 退室)

(3) 健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(3)健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。発言がある委員はあるか。

(「進行」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないようなので以上で健康福祉部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

休憩する。

(休憩 午前11時5分から午前11時10分まで)

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開く。

#### (4) 市民部各課の所管事項報告・調査事項説明

○委員長 それでは、次第（４）市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を行う。

初めに、税務課の所管に係る事項について報告願う。

（田邊税務課長 報告）

##### ア 税務課

##### ・報告事項

##### 1 令和6年度税務概要について

○税務課長 それでは、報告事項1「令和6年度税務概要について」報告する。

税務概要については、例年配付のみさせていただいていたところであるが、「ぬまたの国保」の報告をすると聞いたので簡単であるが説明させていただく。

それでは税務概要の9ページを御覧いただきたい。

まず、令和6年度の一般会計当初予算の構成であるが、こちらの市税の予算額が60億2,202万円で歳入予算に占める割合が27.2%となっている。令和6年度当初予算における県内の自治体の税の歳入に対する比率の平均が33.3%であることから、主な自主財源である市税の割合が県内他自治体に比べて低めであり、財政基盤が弱いという見方ができるかと思う。また、これを補うことになる地方交付税については、歳入に占める割合が県内平均の13.3%に対し、28.7%と高い比率となっている。

次に、10ページ、市税の当初予算である。市民税については約2,000万円の減である。これは東日本大震災に伴う復興特別税として市民税均等割に500円増額されていたものが、令和5年度までで終了したことに伴う減額などである。なお、同様に県民税も500円増額されていたものが終了しており、代わりに今年度から1,000円が森林環境税として賦課されている。

次に、固定資産税である。約5,000万円の減額となっている。理由として、令和6年度が3年に一度行われる固定資産税の評価見直しの年度に当たっており、長期的な地価の下落や建物の経年劣化に伴う減点補正修正などにより減少したものである。ただ、新たなホテルの開業や栄町に商業施設が設置されたことによるプラスもあるので減少の幅は少なく見込んでいる。

次に、軽自動車税については233万8,000円の増である。軽自動車の登録台数は減少傾向にあるが、平成26年度以前の登録車の種別割税額が年額7,200円であるが、それ以降に登録された軽自動車は10,800円となっており、近年、切り替えが進んでいることなどから増額を見込んでいる。

次に、たばこ税についてである。平成30年より段階的にたばこ税の増税が行われたが、令和6年度は予定がない。また、一般的に喫煙人口は右肩下がりと推測されるが、本市では令和5年度、前年度に比べ喫煙総本数が増えている。こうしたことから決算額も加味して推計し、一千万円弱の増で見込んでいる。

次に、入湯税については、なかなかコロナ禍前までの入込数には戻らないものの、緩やかな回復傾向にあるため、微増で見込んでいる。

次に、都市計画税は固定資産税に準じており、約300万円の減を見込んでいる。

次に、11ページ、令和5年度の市民税の収入済額は24億7,089万6,000円で予算額23億7,530万4,000円を上回っており、各税目とも予算額を上回っている。また、令和5年度の市税収入合計額は63億1,630万8,000円で前年度を3,310万4,000円上回っている。

12ページ、(4)表は歳入に関する市税の割合である。コロナ関係の交付金が多額だった令和2年度を例外として大体25%近辺の割合を占めている。

(5)表の税目別構成比であるが、個人住民税が34%程度、固定資産税が47%程度でこの2つの税目で8割強を占めている。

16ページ、課税標準額段階別所得割額算出表である。課税標準額なので基礎控除や扶養控除など各種所得控除を行った後の税率を乗じるための課税標準額の段階別集計である。標準額10万円以下の層の931人については、今話題の「103万円の壁」の話のまさに壁を感じている層であるかと思う。また標準額が10万円から100万円までの層が一番のボリュームゾーンであり、段階が上がるにつれて少なくなっている。また、一番右の欄が昨年度の所得割課税額である。今話題の基礎控除額の引上げはこの表の全ての課税対象者に影響があることになるが、国民民主党の提案である基礎控除が75万円引き上がることによる影響を市民税に限定して減収分を概算で計算すると、おおむね8億円程度の減収となる試算が出ている。

次に、固定資産税について説明する。21ページ最下段の地目別(課税対象)集計である。課税面積の合計地積欄の最下段であるが、114.094平方キロメートルとなる。沼田市の面積が443.46平方キロメートルなので25.7%が課税対象となっている。残りの課税対象外の面積は国有林や河川、道路などである。また、筆数は14万9,271筆で課税標準額は675億4,549万5,000円であり、22ページの家屋種類別(課税対象)状況の右欄、最下段の課税標準額は872億346万3,000円で土地に比べ200億円ほど課税標準額が高くなっている。

最後に29ページを御覧いただきたい。市税収入額の推移である。平成17年度の調定額を頂点に5年ごとの表のため、実際には平成19年度が頂点だったわけであるが、それ以降右肩下がりに進行してきたが、令和2年度以降はほぼ横ばいとなっている。

こうした要因を推測してみると人口減少に伴い納税義務者数は減少しているものの、市民税においては人口の多い世代層が高年齢化することにより、昇給などに伴う全体的な賃金の上昇がプラスに働いていることが考えられる。

また、固定資産税については人口減少が税の減少に直結しにくいことなどがある。これについては22ページの中ほどを御覧いただきたい。「ウ 新增築家屋平均価格」であるが、木造の新築が149棟あり、1平方メートル当たりの平均価格が5万9,823円である。「エ 減少家屋平均価格」は木造254棟で、平米単価が8,318円である。減少する家屋数のほうが多いのだが課税標準の平米単価が大きく異なるため、1棟当たりの面積が大きく変わらないとすると、今ぐらいの棟数の差では結果的に税額は増える傾向にある。また、住居の取壊し後は、住宅用地の課税を6分の1や3分の1に軽減する住宅用地の特例が受けられなくなるため、取り壊した後は土地の税額も上がることになる。こうしたことなどから固定資産税額もおおむね横ばいで推移している。

では、29ページに戻る。徴収率についてである。時代の変転から平成11年度をもって納税貯蓄組合が廃止されるなどの影響により、徴収率は下降、平成17年に下限を迎えた。こ

の表も5年ごとの表のため実際には平成16年度が下限であるが、それ以降様々な徴収対策が実施されてきたことにより、廃止前と同程度の収納率に向上している。

税務課からの報告は以上である。

○委員長 報告が終わった。報告事項1「令和6年度税務概要について」質疑はあるか。  
(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で税務課を終了する。

次に、市民協働課の所管に係る事項について説明願う。

(田村市民協働課長 説明)

## イ 市民協働課

### ・調査事項

#### 1 コミュニティ助成事業(宝くじ助成金)の令和6年度の申込状況とその内容について

○市民協働課長 調査事項1「コミュニティ助成事業(宝くじ助成金)の令和6年度の申込状況とその内容について」説明する。

初めに、コミュニティ助成事業の概要について説明する。

本事業は、住民センターの新改築や修繕、エアコンや机等の備品整備、山車や太鼓等の伝統芸能に係る備品整備などについて、各行政区の申請に基づき、市が補助を行っているものである。その財源として、一般財団法人自治総合センター及び公益財団法人群馬県市町村振興協会に申請をし、それぞれから宝くじの収益金により、市が助成金をいただいている。また、市が単費で補助するものとして、沼田市コミュニティ施設整備費補助金がある。住民センターの新改築、またそのための用地取得や広場整備に係る費用の一部を補助している。具体的な手続については、9月中に各行政区より事前調査票を提出していただき、締切後に緊急性や地域バランス等により評価を行い、選定したものを区分に応じて自治総合センターまたは群馬県市町村振興協会に対し、市から交付申請する。

その後、それぞれにおいて審査を行い、その結果、一部不採択となる場合もあるが、自治総合センターについては3月下旬、群馬県市町村振興協会については4月中旬に交付決定され、6月補正予算議決後、対象行政区に補助金交付手続をし、事業実施となるものである。以上が事業概要である。

次に、令和6年度の申込状況とその内容について説明する。

資料の2ページを御覧いただきたい。

本年度の申請数は27件であり、内訳は住民センターの新改築に係るものが6件、住民センターのエアコン設置や机等の備品購入、伝統芸能備品購入等に係るものが21件だった。これより選考したものを自治総合センターには10月中旬に5件申請し、市町村振興協会には年明けに3件申請する予定である。

なお、合計8件が申請予定だが、内訳としては、住民センターの改修が1件、住民センターへのエアコン設置や机等の備品購入等が7件である。

市民協働課からの説明は以上である。

○委員長 説明が終わった。まず、調査事項1「コミュニティ助成事業(宝くじ助成金)の令和6年度の申込状況とその内容について」質疑はあるか。私からよろしいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 今回、住民センターの新改築が6件、それからエアコン設置、机等の備品購入等が21件、合計27件の申込みがあつて、審査の結果、この8件ということである。これを県とかに上げて、それがまた採択になるかどうかは別の話ということか。

○副委員長 市民協働課長。

○市民協働課長 これによって申請したものが、審査を経て、向こうで採択・不採択を決めてから市に通知が来るということである。

○委員長 まだ決定ではないということであるが、どこということとは言えないか。

○市民協働課長 休憩願う。

○副委員長 休憩する。

(休憩 午前11時25分から午前11時26分まで)

○副委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

○委員長 新改築で1件、それからエアコン設置、机等の備品購入等で7件ということであるが、仮にこれが全て採択になった場合、沼田市の負担額は幾らになるのか。

○市民協働課長 市町村振興協会と自治総合センターのものについては、全て行政区に補助する形となるので、この2つの補助に係るものについては、市の負担はゼロということである。ただし、沼田市コミュニティ施設整備費補助金という単費のものがある。これを充当するものについてはその分が市の負担ということになる。

○委員長 ほかに。戸部委員。

○戸部委員 令和5年度にこれを申請して、何件ぐらいが採択されて実施されたか。

○市民協働課長 令和5年度に申請したものが令和6年度、今年度の実施ということになる。全部で8件の申請をして、そのうち5件が採択となって今年度実施している。

○戸部委員 採択は4月か。もう実施して終わっているのか。

○市民協働課長 全て実績が出ているかというのと、今、答えられないが、ほぼ完了して、報告を済ませている状況である。

○委員長 ほかに。副委員長。

○副委員長 この助成金を申請するとまず市の審査があつて、またということであるが、一度か二度落ちて、何度か申請し直して、助成金をいただけるような例はあるのか。

○市民協働課長 27件の申請があつたと申し上げたが、何年も同じような申請をしているところがある。粘り強く、申請していただいて、順位を上げるような感じをお願いをしたいと考えている。

○副委員長 そのような相談を受けたときには、今の課長からの言葉を伝えたいと思う。感謝する。

○委員長 ほかに。鈴木委員。

○鈴木委員 的外れだったら申し訳ないのだが、市民協働によるまちづくり事業補助金との違いは何か。

○市民協働課長 市民協働によるまちづくり事業補助金については、イベントや市民団体が記念誌を作成するなど、イメージとするとソフト的なイメージがある。本件は、住民センターの建物とか机とかの備品とか、ハードの補助のイメージが強いと思う。

○鈴木委員 はい。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で市民協働課を終了する。

次に、環境課の所管に係る事項について説明願う。

(根岸環境課長 説明)

## ウ 環境課

### ・報告事項

- 1 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の運用開始に伴う「沼田市土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」の改正について

○環境課長 報告事項1 「宅地造成及び特定盛土等規制法」の運用開始に伴う「沼田市土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」の改正について」報告する。

資料の一部について、事前配付できず、本日を追加配付させていただいたことにお詫び申し上げます。

まず、「宅地造成及び特定盛土等規制法」、通称「盛土規制法」の概要について説明する。

事前に配付させていただいたカラー刷りの資料「盛土規制法の運用開始のお知らせ」を御覧いただきたい。盛土規制法については、盛土等に伴う災害から人命を守るため、盛土等を行う土地の用途やその目的にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で規制するため、令和5年5月26日に施行された。これに伴い、群馬県において規制区域が指定され、令和7年5月26日から運用開始となる。

表面に県内の規制区域が示されており、沼田市については全域が規制区域となっている。

次に、裏面を御覧いただきたい。上の欄に「許可や届出が必要な盛土等の工事」が示され、その下に示されている「許可が必要となる盛土等の規模」については、おおむね土砂条例より要件が細かいものとなっている。盛土規制法についての説明は以上である。

次に、環境課で所管する「沼田市土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」いわゆる土砂条例について説明する。この盛土規制法と重複する規制があることから、運用開始までにそれらを整理するため、一部改正が必要となっている。

主な改正予定の内容であるが、本日追加させていただいた資料を御覧いただきたい。こちらは県が土砂条例の一部改正に向けてパブリックコメントを募集した際の資料で、土砂条例と盛土規制法を比較したものである。市条例については、赤字で示した面積要件以外は県土砂条例と基本的には同じである。表の一段目、目的であるが、盛土規制法において災害発生の防止が図られることから土砂条例から削除することとし、主な規制内容の盛土の締固めや地滑り防止措置等の技術基準に関する規定を削除するものである。許可等対象面積については要件の変更はないが、盛土規制法により、許可、届出がされることから、

重複を避けるため、許可制度を廃止するものである。

なお、現段階においては、県における盛土規制法の取扱いや県土砂条例の取扱いが定まっていないため、市土砂条例の詳細な改正点は今後、県から示される市条例案や県の条例の動向、県内他市等の状況を踏まえ、さらに検討したいと考えている。

環境課からの説明は以上である。

○委員長 報告が終わった。調査事項1「宅地造成及び特定盛土等規制法」の運用開始に伴う「沼田市土砂等による埋め立て等の規制に関する条例」の改正について」質疑を行う。私からよろしいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 土砂条例、令和7年5月から高さ制限があるということで、今まで高さ制限がなかった。面積だけだったのでかなり持ち込まれたところもあったので、この件に関しては、高さ制限があるということである程度の立米数も決まってくると思うので、大分よかったかなと思う。また、土壌検査、水質検査など、市のほうでも500から3,000平方メートルまでは市の管轄かと思うが、1,000立方メートルごと、または5か月ごとに水質検査、土壌検査をと思う。今までそういった中で三峰山を含めてそういうところで違反などあったようなことはあったか。

○環境課長 今まで土砂等で条例違反があったかという質疑だったと思うが、現状、私が承知している中で、土壌の検査により不適切なものが入っていたとか、そういった状況は把握していない。

○委員長 今までは特にないということであるが、しかしながらやはり知らないところのトラックがバンバン運んでいるとどうしても住民は不安に思うところがあると思う。また住民説明会というのも、これは規定では別にやらなくても、行わなくてもいいということになっていると思うが、できれば、その辺、住民の安心、住民が安心できるような形で、例えば住民説明会などを行うというような文言を、今後沼田市としては入れるような検討をしているのかどうか伺う。

○環境課長 土砂搬入に伴う住民の不安払拭というか、住民への事業の説明はするのかというようにことかと思うが、盛土規制法の中には、許可案件については住民説明をすることという要件が入っているのでその辺の部分は盛土規制法でカバーされるものと考えている。ただ、盛土規制法については、県土整備部の建築課が所管しており、基本的には盛土規制法に係る部分というのは、市の中でも建設部門のほうというか、あちらになるかと思うので私のほうで詳細の説明はできない。まず、安全基準は盛土規制法のほうで規制されて、土壌の安全・安心とかに市民の生活環境の保全というのが土砂条例に残るといようなイメージになっている。

○委員長 土砂条例と盛土規制法を合わせたような形で今後そういった造成であるとかそういったものを進めていくということであるが、先ほど課長が言われたように、課をまたいでいることが結構あると思うので、そういったことに関してもやはり住民の安心、またそれから不安を払拭するためにも、そういったところ、各課と連携して、そういった形で進めていただければありがたいと思う。その辺はどのように考えているかお聞きする。

○環境課長 県の届出とかになると今まで情報が入ってこないというようなことがあったが、一応私が今承知している範囲では、県に届出が出された盛土規制法の案件については、

都市計画課に情報が来て、それを環境課のほうに流していただいて、環境課のほうではその案件について、許可案件であったりすれば、うちのほうでいろいろ伝えたり、届出を受けたりしなければいけないのでそういう形での連携が図られてくるということになると思う。また市民から問合せいただいた際には、環境課で分かる範囲であれば答えさせていただいて、それ以外であれば先ほど申し上げた、庁内の関係各課もしくは必要に応じて県に問い合わせるなどの対応をしたいと思っている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 なければ、以上で環境課を終了する。

#### (6) 今後の日程について

○委員長 次に、次第(6)今後の日程について、ア 次回の委員会について、事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局の提案のとおりを実施したいと考えるが、よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのようにしたい。以上で、市民部各課の所管事項報告・調査事項説明を終わる。

(市民部 退室)

#### (5) 市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換

○委員長 それでは、次第(5)市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換に入る。委員から発言はあるか。また先ほどの健康福祉部のほうでも構わないのでよろしく願います。私からよろしいか。

○副委員長 進行を代わる。委員長。

○委員長 平川小水力発電所が12月から稼働している。話を聞くと、葉っぱや枝が大分入って、取り除くのに苦労しているというようなことである。その辺の状況がどうなっているのかを聞きたい。来月になればもう大分何日かたっていると思う。

○戸部委員 稼働率なども確認したい。

○委員長 結構、ほかのところでも小水力をやっているところに聞くと、ごみ取りなどを委託に出すと相当お金がかかるというので職員がやっていると。結構職員も24時間体制でやっているらしい。

○副委員長 環境課の職員か。

○委員長 そうだ。そのような話を聞いた。その辺がどうなっていくか。

○副委員長 そういふのは造る前から予想されなかつたのか。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ないやうなので、以上で市民部所管事項に関する調査事項検討及び意見交換を終了する。

(6) 今後の日程について

○委員長 次に、(6) 今後の日程について、イ 今後のスケジュールについて事務局に説明させる。

(事務局書記 説明)

(7) その他

○委員長 説明が終わった。その他、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

○委員長 ないやうなので、以上で本日の委員会を終了する。

(午前11時55分 終了)